

第 1 章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景と趣旨

小平市教育委員会では、平成25年2月に「小平市教育振興基本計画」を策定し、その後、平成30年2月に「改訂版 小平市教育振興基本計画」を策定し、教育の振興に取り組んできました。

現在、社会の潮流や教育を取り巻く環境は、変化を続けています。

学校教育では、「超スマート社会（Society 5.0）」の到来を背景に、自ら未来を切り拓いていくために、知識や情報、技術を活用する力、人間関係を形成する力、自立的に行動する力など、これからの社会を生き抜くために必要な基礎となる能力の育成が求められています。

社会教育では、まもなく人生100年時代を迎えようとしており、誰もが幸せに、いつまでも生きがいをもって健康的な生活を送るためには、一生涯学び続けられること、何歳からでも学び直しができること、地域とのつながりを持ち活躍できる場所があることが重要であり、人生100年時代を見据えた生涯学習の仕組みづくりが求められています。

さらに、これまで成長一辺倒だった社会の価値観に対して、持続可能性という考え方が重視されるようになってきました。持続可能な開発目標（SDGs）をはじめとした社会の持続的な成長・発展を目標とする国際的な取組も広がり、国は平成28年に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、持続可能で強靱な、誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組を推進しています。

これらを踏まえ、「小平市教育振興基本計画」が掲げた「社会的に自立し、地域・社会に貢献しながら、他者と共生する人」を目指す人間像として継承しながら、新しい時代を見据えた、次代の教育を実現するための教育ビジョンとして、新たな小平市教育振興基本計画を策定します。

(2) 国の動向

① 教育基本法の改正

科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、我が国の教育をめぐる状況が大きく変化したことから、平成18年12月、教育基本法が約60年ぶりに全面的に改正されました。改正教育基本法では、それまで掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなどについて規定しています。

② いじめの防止等のための基本的な方針の改定

平成25年6月「いじめ防止対策推進法」が公布され、地方公共団体に対しては、国の「いじめ防止基本方針」を参酌し、その地域の実情に応じた基本的な方針の策定に努めることが規定されました。

平成29年3月には、「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、いじめの定義を限定的に解釈してはならないことなどについて見直されました。

③ 子どもの貧困対策の推進

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの貧困対策に関する当面の重点施策のひとつとして「教育の支援」が掲げられています。

令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正され、子どもの「現在及び将来」を見据えた貧困対策を推進することとされました。

④ 新たな地方教育行政制度の開始

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が施行されました。改正法では教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図ることなど、制度の抜本的改革を行うものとなりました。また、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが規定されました。

⑤ 学習指導要領の改訂・全面实施

平成28年12月に、中央教育審議会は答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」において、新しい時代を生きる子どもに必要な力を、「実際の社会や生活で生きて働く知識・技能」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」、「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等」の三つの資質・能力として整理しました。

その後、平成29年3月に、これまで大切にされてきた、子どもの「生きる力」を育むために、社会の変化を見据え、新たな学びへと進化をめざすため、学習指導要領等が改訂され、幼稚園等就学前教育・保育については平成30年度から、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面实施されました。

⑥ 社会教育法の改正

平成29年4月の社会教育法の一部改正により、地域住民の自主的な学びの成果を活用し、学校と連携・協働して子どもたちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」が円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村教育委員会が必要な措置を講ずることなどが新たに規定されました。

⑦ 社会教育関連の答申

平成30年12月に中央教育審議会は答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」において、人口減少社会における、新しい地域づくりを進めるための学習・活動のあり方及び今後の社会教育の振興方策をまとめました。

答申では、今後、「社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要であるとし、その上で、地域における新時代の社会教育の方向性として、「開かれ、つながる社会教育」が提示されました。

⑧ 働き方改革の促進

平成31年1月に、中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申がなされ、教職員の勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等、学校における働き方改革の総合的な推進についての提言がなされました。この答申を受け、学校における働き方改革を推進し、その実効性を高めるため、文部科学省に、「学校における働き方改革推進本部」が設置され、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されました。

また、持続可能な部活動と教師の負担軽減として、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが示されており、具体的な方策として、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行や、合理的で効率的な部活動の推進が示されました。

⑨ 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

令和3年1月に中央教育審議会は答申において、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」としました。社会のあり方が劇的に変わる「Society 5.0時代」の到来、新型コロナウイルスの感染拡大など「予測困難な時代」、社会全体のデジタル化・オンライン化など急激に変化する時代の中で、育むべき資質・能力の育成のため、改訂された学習指導要領を着実に実施すること、また、GIGAスクール構想による新たなICT環境を活用し、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要であると示されました。

⑩ 第4期教育振興基本計画

今、学校で学ぶ子どもたちが社会の中心になって活躍する2040年以降の社会は、これまでの日本社会や制度の延長上では対応できない段階にまで至ることが想定され、新たな教育振興基本計画では、今後の教育政策に関する基本的な方針として、①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成、②誰一人取り残さず、全ての人々の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進、③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進、④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話、が示されました。

(3) 東京都の動向

① 「東京都教育ビジョン(第4次)」の策定

子供の「知」「徳」「体」をバランス良く育み、生涯にわたり学び続け、社会の持続的な発展に貢献する力を培うとともに、今まで以上に学校と家庭、地域・社会が相互に連携・協力して、子供を育てていくため、「知」「徳」「体」の調和を図るための12の「基本的な方針」に基づき、30の「今後5か年の施策展開の方向性」を示した「東京都教育ビジョン(第4次)」が平成31年3月に策定されました。

② 東京都教育施策大綱の策定

令和3年3月に、今後の東京の教育施策の基本的な方針を示す、新たな「東京都教育施策大綱」が策定されました。これまでの「東京都教育施策大綱～東京の輝く未来を創造する教育の実現に向けて～」の考え方や様々な取組による改革の流れを受け継ぎながら、いま直面している危機を乗り越え、明るい未来を切り拓くため、新しい時代の教育を目指しています。

(4) 小平市の教育のこれまでの取組

平成18年に改正された教育基本法において、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）を定めるよう努めなければならないとされました。

これを受け、小平市教育委員会では、教育課題に的確に対応し、必要な施策を総合的・体系的に推進するものとして、平成23年度に「小平市の教育に関するアンケート調査」を実施し、小平市の教育の実態とニーズを把握したうえで、平成24年度に「小平市教育振興基本計画」（計画期間：平成25年から令和4年度まで）を策定しました。

平成27年4月の小平市の組織改正に伴い、これまで教育委員会で執行してきた、学校における体育に関するものを除くスポーツに関すること及び文化に関することを市長部局で執行することとしましたが、小平市教育振興基本計画に掲げている取組については、教育委員会から当該事務を引き継いだ文化スポーツ課が執行しています。

平成26年度に「第3次小平市子ども読書活動推進計画」、平成27年度に「小平市特別支援教育総合推進計画後期計画」、平成28年度に「小平市の文化振興の基本方針（改定版）」を策定しました。

平成27年度に、改正法に基づいて市長が、地域の実情に応じた、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策である「小平市の教育に関する大綱」を定めました。

平成29年2月に、計画に掲げる数値目標の達成状況を確認し、これまでの取組を検証するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や、学習指導要領の改訂などの社会情勢の変化などを踏まえたうえで、計画の後半5年間で達成をめざす数値目標の設定や取組の検討を行い、「小平市教育振興基本計画」の改訂を行いました。

平成31年3月に、教員の長時間労働の改善及び業務負担の軽減に取り組み、教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と学校教育の質の維持向上を図るため、「小平市立学校における働き方改革推進プラン」を策定しました。

令和2年3月に「第4次小平市子ども読書活動推進計画」、令和3年3月に「小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画」を策定し、令和3年3月に「小平市の文化振興の基本方針（改定版）」の期間延長を決定しました。

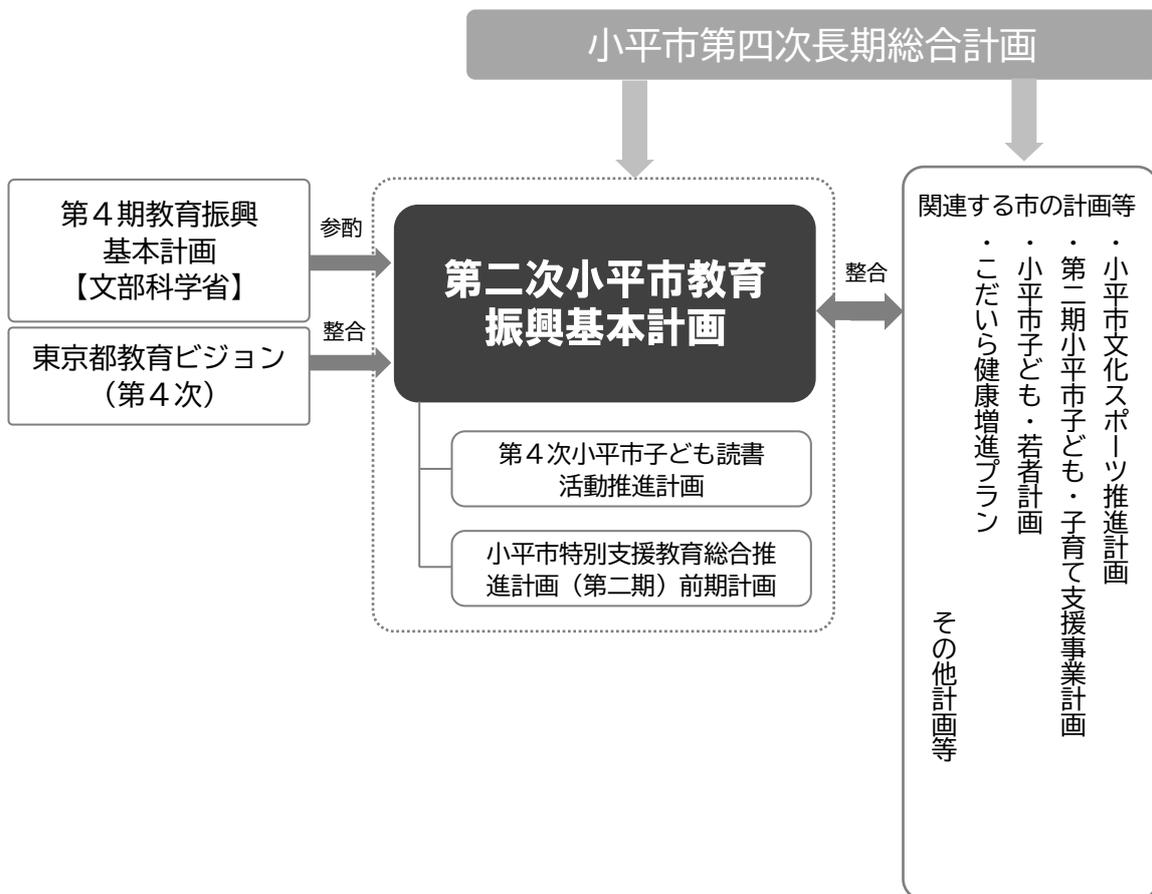
令和3年10月に「小平市の教育に関するアンケート調査」を実施し、小平市の教育の実態とニーズを把握するとともに、小平市教育振興基本計画に掲げる数値目標の達成状況の確認を行い、今般、令和5年度からの10年間を計画期間とする「第二次小平市教育振興基本計画（以下「第二次計画」という。）」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、小平市教育委員会が今後進める施策の基本的方向や目標を示すものであり、教育基本法第17条第2項の教育振興基本計画に位置付けられます。

また、本計画は、「小平市第四次長期総合計画」の教育分野における個別計画と位置付けられます。

計画の策定にあたっては、教育委員会における既定の計画や方針などとの整合を図るとともに、「小平市文化スポーツ推進計画」「第二期小平市子ども・子育て支援事業計画」「小平市子ども・若者計画」「こだいら健康増進プラン」など市の関連計画との整合を図りました。



3 計画の策定方法

本計画の策定の基礎資料として、令和3年10月から11月に「小平市の教育に関するアンケート調査」を実施し、市立小・中学校の児童・生徒とその保護者、学校、地域における現状を把握しました。

また、関係課で構成する「小平市教育振興基本計画策定庁内検討委員会」で計画案の調整を行うとともに、教育に関する識見を有する者、教育関係者及び関係団体の代表者、公募市民を構成員とする「第二次小平市教育振興基本計画検討委員会」で計画案の検討を行いました。

対象者及び調査票の配付・回収状況

対象者	配付数	有効回答数	有効回答率
小・中学生	1,801 通	1,721 通	95.6%
小・中学生の保護者	1,801 通	1,428 通	79.3%
5歳児童の保護者	1,604 通	1,124 通	70.1%
小・中学校教員	789 通	699 通	88.6%
18歳以上の市民	2,000 通	776 通	38.8%

4 計画の範囲

本計画は、学校教育分野及び社会教育分野を包含する、小平市における教育分野の総合的な計画です。

学校教育分野は、小平市が設置する市立小・中学校27校を対象としていますが、学齢期の基礎となる幼児期、特に、市立保育園、市内にある私立保育園・幼稚園・認定こども園との連携を重視するとともに、中学校卒業後も見据えています。

5 計画の対象期間

本計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

なお、社会情勢や小平市の状況の変化、教育に関するニーズなどに適切に対応するため、必要に応じて中間見直しを行います。